

1. 条約                      2. 条例                      3. 政令                      4. 法律

1. NPO                      2. 公企業                      3. 株式会社                      4. NGO

|                                  |                                   |                                      |                                     |
|----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 大気汚染や騒音、水質汚濁などの環境悪化による公害問題の発生 | 2. ベンチャー企業の急増による経済の活性化と、オフィス不足の解消 | 3. 少子高齢化の進行に対応するための、消費税の導入による社会保障の充実 | 4. キャッシュレス化の進展に伴う、都市部での非接触決済サービスの普及 |
|----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|

1. 地方税                      2. 地方債                      3. 地方交付税                      4. 国庫支出金

1. 民主主義の学校                  2. 法の支配の出発点                  3. 直接民主制の実験場                  4. 三権分立の拠点

|                       |                      |                     |                        |
|-----------------------|----------------------|---------------------|------------------------|
| 1. 選挙の管理や啓発を担う選挙管理委員会 | 2. 地方議会議員の中から選出される議長 | 3. 都道府県知事や市区町村長（首長） | 4. 行政運営が適正かチェックを行う監査委員 |
|-----------------------|----------------------|---------------------|------------------------|

1. 最高裁判所裁判官の不適格者を罷免するための国民審査

1. 選挙管理委員会に請求を行い、住民投票において過半数の賛成が得られれば解職となる
2. 首長に請求を行い、首長が自らの判断で辞職を決定する
3. 地方議会に請求を行い、出席議員の3分の2以上の賛成が得られれば解職となる
4. 監査委員に請求を行い、事務の執行に不正があると認められた場合に解職となる

1. 自由に使える予算が減り、福祉や教育などの新たな行政サービスが制限される
2. 地方自治体が独自の通貨を発行して、返済を早めることが可能になる
3. 国からの地方交付税交付金が自動的に増額され、財政が潤うようになる
4. 住民から徴収する地方税を、自治体の判断で即座に廃止できるようになる

1. 請願権と公開審議      2. 直接請求権と住民投票      3. 参政権と国政選挙      4. 受益権と行政不服申し立て

1. 地方債                      2. 国庫支出金                      3. 地方交付税交付金                      4. 地方税

1. 地方議会には、首長が提案した予算案を拒否する権限は認められていない。
2. 首長と地方議会は、内閣と国会のように完全な一体として運営される。
3. 首長は、一定の条件のもとで地方議会を解散させることができる。
4. 首長は、地方議会の議員を直接指名して任命することができる。

1. 立法權                      2. 行政權                      3. 條約締結權                      4. 司法權

1. 地方公共団体の首長は住民の直接選挙によって選ばれるが、内閣総理大臣は衆議院議員の中から国会議員の中から国会の指名によって選ばれる。
2. 地方公共団体の首長は国が任命するが、内閣総理大臣は衆議院議員の中から最高裁判所によって指名される。
3. 地方公共団体の首長は地方議会の議員による互選で選ばれるが、内閣総理大臣は国民の直接選挙によって選ばれる。
4. 地方公共団体の首長も内閣総理大臣も、いずれも国民や住民が直接投票を行う選挙によって選ばれる。

## 答え合わせ・解説

|     |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問1  | 答え 2<br>条例                                                       | 地方公共団体の議会が制定する法形式は条例である。これに対し、国会が制定するものは法律、内閣が制定するものは政令、国家間で結ばれるものは条約である。地方自治法に基づき、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる。                                                                                                      |
| 問2  | 答え 1<br>NPO                                                      | NPOは「Non-Profit Organization」の略称で、営利を目的とせず、福祉や環境保護などの社会貢献活動を行う団体のことです。企業が利益を追求して株主などに分配するのにに対し、NPOは活動で得た収益を次の活動資金に充て、公共の利益を優先する点に特徴があります。                                                                            |
| 問3  | 答え 1<br>大気汚染や騒音、水質汚濁などの環境悪化による公害問題の発生                            | 高度経済成長期には、産業の発展に伴い農村から都市へ働く人々が大量に移動し、都市化が急速に進みました。しかし、環境への十分な配慮や対策がなされないまま工場が稼働し、自動車の普及も進んだため、排出ガスによる大気汚染や工場排水による水質汚濁、生活に伴う騒音などの公害が深刻な社会問題となりました。                                                                    |
| 問4  | 答え 3<br>地方交付税                                                    | 地方公共団体が独自に徴収する地方税は、地域の経済状況によって収入額に大きな差が生れます。この財政格差を埋め、全国のどの地域であっても標準的な行政サービスを提供できるように、国が自治体の財政力に応じて配分する仕組みが地方交付税です。                                                                                                  |
| 問5  | 答え 1<br>民主主義の学校                                                  | 地方自治は、住民が主体となって地域の課題を解決する「住民自治」を基本としています。このプロセスにおいて、住民が話し合いや意思決定のルールを実体験として学ぶことができるため、民主主義を支える国民を育てる場として「民主主義の学校」と呼ばれています。選択肢にある「直接民主制の実験場」は混同されやすい表現ですが、地方自治の教育的側面を強調する言葉としては不適切です。                                 |
| 問6  | 答え 3<br>都道府県知事や市区町村長（首長）                                         | 条例の制定・改廃請求は、住民が直接行政に対して政策を提案する仕組みです。この請求の提出先は「地方公共団体の長（首長）」であり、首長は提案された内容を議会にかけ、最終的な成立の是非は議決によって決まります。一方、行政の金銭の取り扱いなどをチェックする事務監査請求は、署名数こそ同じ50分の1以上ですが、請求先は「監査委員」となるため、混同しないよう注意が必要です。                                |
| 問7  | 答え 4<br>地方自治体が独自に制定した条例に基づく住民投票                                  | 新潟県巻町や徳島市、沖縄県などの事例は、いずれも自治体が独自に制定した「住民投票条例」に基づいて行われたものです。これらは、特定の地域課題に対して住民の意思を明確にするために実施されます。法的拘束力を持たない場合もありますが、首長や議会の判断に大きな影響を与える住民参加の重要な手法です。                                                                     |
| 問8  | 答え 1<br>選挙管理委員会に請求を行い、住民投票において過半数の賛成が得られれば解職となる                  | 首長や議員の解職請求（リコール）は、有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に対して行います。この請求が有効であれば住民投票が実施され、そこで過半数の賛成が得られた場合に初めて、その職を失わせることができます。住民の意思を直接問う重い手続きであるため、他の直接請求よりも必要な署名数（3分の1以上）が多く設定されています。                                                |
| 問9  | 答え 1<br>自由に使える予算が減り、福祉や教育などの新たな行政サービスが制限される                      | 公債費は過去の債務に基づく「義務的経費」であり、優先的に支払う必要があります。そのため、歳出全体の中で公債費の占める割合が高くなると、その分、現在必要とされている福祉、教育、防災といった住民サービスや新しい事業に回せる予算が圧迫され、財政の硬直化を招く原因となります。                                                                               |
| 問10 | 答え 2<br>直接請求権と住民投票                                               | 地方自治は「民主主義の学校」と呼ばれ、住民の意思を反映させる仕組みが重要視されています。住民が条例の制定・改廃や議会の解散などを求めることができる権利を「直接請求権」と呼びます。このうち、条例の制定・改廃の請求には有権者の50分の1以上の署名が必要です。また、原子力発電所の設置や市町村合併といった、地域を二分するような重要な課題については、個別の条例を制定して「住民投票」を行い、その結果を政策に反映させることがあります。 |
| 問11 | 答え 3<br>地方交付税交付金                                                 | 地方公共団体が自ら徴収する地方税は、人口や産業が集中する都市部では多く、地方部では少なくなるという格差があります。この財源の不均衡を調整し、どの地域に住んでいても一定の行政サービスを受けられるようにするために、国が国税の一部を自治体に配分するのが地方交付税交付金です。これに対し、義務教育費や道路整備など使い道が限定されているものは国庫支出金と呼ばれます。                                   |
| 問12 | 答え 3<br>首長は、一定の条件のもとで地方議会を解散させることができる。                           | 地方自治体の首長と地方議会は、互いに独立した立場にありながら、強い抑制と均衡の関係にあります。議会が首長に対して不信任の議決を行った場合などに、首長は対抗手段として議会の解散を解散させ、住民の意を問うことができます。これは国政における衆議院の解散に相当する権限であり、有権者による選挙を通じて選ばれた両者が対立した際の解決手段の一つとして組み込まれています。                                  |
| 問13 | 答え 2<br>行政権                                                      | 地方自治は、住民の代表で構成される地方議会（議決機関）と、首長（執行機関）が互いに抑制し合い協力する仕組みをとっています。地方議会が条例を制定する役割を担うのに対し、知事や市町村長などの首長は、その条例や法律に沿って具体的な地域の仕事を進める「行政権」を持っています。                                                                               |
| 問14 | 答え 1<br>地方公共団体の首長は住民の直接選挙によって選ばれるが、内閣総理大臣は国会議員の中から国会の指名によって選ばれる。 | 地方自治では、住民が「執行機関の長である首長」と「議決機関である地方議会の議員」の両方を別々に直接選挙で選ぶ仕組みをとっています。これに対し、国政では国民が国会議員を選び、その国会議員が自分たちの中から内閣総理大臣を指名する議院内閣制が採用されています。このように、地方と国ではトップの選び方に大きな違いがあります。                                                       |